

入札時積算数量書活用方式の試行について

【熊本県土木部建築住宅局営繕課】

背景

- 改正品確法において、「公正な契約を適正な請負代金によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定されている。
- これまで、入札参加予定者へ「数量書」を公開していたが、参考資料との位置づけによる契約後の運用のばらつきがあった。

目的

建築工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化のため、入札時において発注者が**入札時積算数量書**を示し、入札参加者が、**入札時積算数量書**に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じて、工事請負契約締結後に当該積算数量に疑義が生じた場合に、**入札時積算数量書**に基づき協議を行うことができる。

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後に、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金を変更することを契約事項とする。

試行

- 土木部建築住宅局営繕課発注の工事のうち、発注者において選定したものから試行する。
- 令和8年度の工事から順次、試行を開始する。

(資料等)

- ・ 入札時積算数量書活用方式試行要領
- ・ 入札時積算数量書活用方式運用マニュアル

